

介護予防支援および介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

事業所は利用者に対して介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供します。
事業所の概要や提供できるサービスの内容等、契約上注意していただきたいことを次の通り説明いたします。

1 岐阜市地域包括支援センター長良の概要

(1) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 友愛会
代表者氏名	理事長 岩砂 智丈
所在地	岐阜市八代1丁目7番地1
法人設立年月日	1967年

(2) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	岐阜市地域包括支援センター長良
所在地	〒502-0071 岐阜市長良 2977 番地の3の1
指定事業者番号	2100100060
管理者	木下 武
事業所の連絡先	TEL 058-231-8188 FAX 058-233-8070
メールアドレス	nagara@yuuaikai.com
サービスを提供する地域	長良・長良西・長良東

(3) 同事業所の職員体制

従業者の職種	人数	常勤	非常勤
管理者(兼務)	1名	1名	
主任介護支援専門員 保健師等 社会福祉士等 介護支援専門員	7名	7名	
事務職員	1名	1名	

職務内容

主任介護支援専門員 保健師等 社会福祉士等 介護支援専門員	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する業務(計画の作成など)
事務職員	地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)の事務

(4) 営業時間

平日・土曜日	午前8時30分～午後5時00分
日・祝日	休業、但し緊急の場合は除く

休業日：日曜、祝日、12月30日～1月3日

2 岐阜市地域包括支援センター長良の運営方針

- ① 利用者が要介護状態等になることの予防または要支援状態の軽減もしくは悪化防止および地域において自分らしい生活を継続していけるよう支援します。
- ② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正・中立に支援します。
- ③ 福祉サービスが、多様な事業所から包括的かつ継続的に提供されるようにいたします。
- ④ 事業の実施にあたっては、医療機関・市町村・施設・サービス事業所等との連携を密に行い、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤ より高い質の良いサービスを提供するため、担当職員の教育研修を重視し常に研鑽に努めます。

3 利用料金

(1) 利用料

「別紙1 利用料一覧表」の通り

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙1に記載の単位数の合計に相当する料金を一旦当センターにお支払いいただきます。

その場合はサービス提供証明書等を発行いたしますので、住所地の市町村担当窓口へ提出すると、全額払い戻されます。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4 秘密の保持

- ・ 事業者及びその職員は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及びそのご家族の情報を、他へ漏らす事はありません。秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 事業者及びその職員が退職後も、在職中に知り得た利用者及びそのご家族等の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。
- ・ 個人情報の取り扱いに関しては、「別紙2 個人情報使用目的」を参照ください。

5 事故発生時の対応方法について

- ・ 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント中の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 木下 武
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催します。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・事業所において職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

7 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ・提供した介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に示す【苦情申立の窓口】のとおり)
- ・利用者より苦情を受けた際は、担当者が対応します。また、苦情発生後、トラブルレポートによりスタッフ間での報告、協議を行い、今後の対策を立てます。

(2) 苦情申立の窓口

相談窓口	岐阜市地域包括支援センター長良 担当 管理者
電話番号	(058) 231-8188
FAX番号	(058) 233-8070
受付日時	月～土 8時30分から17時(日・祝日・年末年始を除く)
担当窓口	医療法人社団 友愛会 法人管理部
電話番号	(058) 231-2631
FAX番号	(058) 294-1480
受付日時	月～土 8時30分から17時(日・祝日・年末年始を除く)
担当窓口	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係
電話番号	(058) 275-9826
FAX番号	(058) 275-7635
受付日時	月～金 9時から17時(土日・祝日・年末年始を除く)
担当窓口	岐阜市役所 介護保険課 高齢福祉課
電話番号	(058) 265-4141
FAX番号	(058) 267-6015
受付日時	月～金 8時45分から17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

- 8 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供にあたっての留意事項について
- (1) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の実施手順に関しては「別紙 3 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの実施手順」を参照ください。
 - (2) 担当者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。
 - (3) 利用者またはそのご家族等が、事業者や職員に対して次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (4) パワーハラスメント（身体的・精神的暴力）、セクシュアルハラスメント（性的な嫌がらせ）などの行為
 - ① パワーハラスメントの例
 - ・物を投げつける、たたく、ひっかく、つねる
 - ・威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽な要求をする
 - ・怒鳴るなど
 - ② セクシュアルハラスメントの例
 - ・必要もなく職員の体を触る
 - ・卑猥な言動を繰り返す
 - ・わいせつな写真等を見せる など
 - ③ その他
 - ・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
 - ・ストーカー行為 など
 - (5) 同意なく職員の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

介護予防支援および介護ケアマネジメントの提供開始にあたり、契約書、重要事項説明書、個人情報目的について説明しました。

〒502-0071

岐阜市長良 2977 番地の 3 の 1

岐阜市地域包括支援センター長良

説明者

⑩